**取締役　職務執行確認書**

**注意事項**

① 本確認書の「監査役等」は、監査役及び監査等委員会設置会社における取締役監査等委員をいい、また「監査役（会）等」は、監査役（会）及び監査等委員会をいいます。（[確認事項]を除く）

② 「私は」のところは、「私又は私の担当範囲において知る限りは」と読み替え、また取締役会として責任を負うべき視点からの回答にも留意ください。

③ 項目によっては重複する質問があります。

④ 関連法令の条文には、要旨を記載したものがあります。

⑤ 自社に該当のない確認項目は、適宜削除のうえ利用してください。

例えば下記の確認事項については注意をお願いします。

9.自己株式及び配当等についての確認

10.会社の支配に関する基本方針等及び第三者割当による増資の適正性についての確認

12.企業不祥事発生時の対応についての確認

1. 確認事項について、PC上のWORDの操作で、チェックボックス（□）をクリックするとチェックマーク（✔）が付くようになっています。

**１．善管注意義務・忠実義務の履行及び任務懈怠についての確認**

**[確認事項]**

|  |
| --- |
| 私は、取締役としての善管注意義務及び忠実義務を履行し、任務を怠ったことにより会社に損害を生じさせていない  　確認を留保する（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  コメント（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**２．取締役会の運営、代表取締役等に対する監督責任及び経営判断原則についての確認**

**[確認事項]**

|  |
| --- |
| 私は、取締役会の業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督について、適正に職務を行っている  　私は、正規の手続きに従って、取締役会を運営し又は運営するよう発言している  　私は、取締役会で決議すべき事項は漏れなく付議し報告すべき事項は漏れなく報告している  　私は、取締役会決議及び代表取締役又は業務執行取締役の職務執行に当たっての意思決定について、法令定款を遵守し、会社の利益を第一に考えてかついわゆる経営判断の原則に則って行われるように発言等をしている  　私は、法令・定款、会社の利益及びいわゆる経営判断の原則から外れるような意思決定はしなかった  　確認を留保する（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  コメント（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**３．監査役（会）等への報告義務についての確認**

**[確認事項]**

|  |
| --- |
| 私は、報告義務に該当するような事実は発見できなかった  　私は、報告義務に従い報告を行った  　確認を留保する（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  コメント（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**４．内部統制システムの構築・運用責任についての確認**

**[確認事項]**

|  |
| --- |
| 私は、取締役会が、会社法及び関連法令に基づき、会社及び子会社からなる企業集団の内部統制システムの整備の決議を行っている事を確認している  　私は、取締役会が、会社法及び関連法令に基づき、会社及び子会社から成る企業集団の内部統制システムに関する取締役の職務の執行を監督している事を確認している  　私は、会社法及び関連法令に基づき、会社及び子会社から成る企業集団の内部統制システムを適正に構築し、これを運用している  　私は、上記の内部統制システムについては、会社を取巻く事業環境、リスク及び会社の状況に応じ、逐次見直し、より的確かつ効率的なものに改善している  　私は、会社法及び関連法令に基づき、内部統制システムの決議及び構築・運用状況の概要を事業報告に記載している  　私は、金融商品取引法及び関連法令に基づき、会社及び連結子会社等の財務報告に係る内部統制を適正に構築・運用し、これを評価している  　私は、内部通報制度を構築し、これを適切に運用している  　確認を留保する（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  コメント（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**５**．**競業取引及び利益相反取引の制限・義務についての確認**

**[確認事項]**

**（競業取引又は利益相反取引についての確認）**

|  |
| --- |
| 私は、会社の事業と競合するような取引、又は会社と利益が相反する取引を自己又は第三者のために行ったことはない  　私は、会社の事業と競合するような取引、又は会社と利益が相反する取引を自己又は第三者のために行ったことがあるが、取締役会（取締役会のない会社では株主総会）の承認を得ており、取引後は遅滞なく取締役会へ報告している  （競業取引の内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  （利益相反取引の内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  （取締役会承認日：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  （取締役会報告日：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  　【監査等委員会設置会社の場合】　私は、前項にて確認した、会社と利益が相反する取引を自己又は第三者のために行ったことについて、監査等委員会の承認を得ている  　確認を留保する（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  コメント（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**（他社又は団体の役員兼務についての確認）**

|  |
| --- |
| 私は、他社又は団体の役員を兼務していない  　私は、次の会社・団体の役員を兼務しているが、競業取引や利益相反取引を行ったことはない  （会社・団体名　　　　　　　　　　　　会社・団体の事業内容  役職　　　　　　　　　　　　）  （会社・団体名　　　　　　　　　　　　会社・団体の事業内容  役職　　　　　　　　　　　　）  　私は、次の会社・団体の役員を兼務しており、競業取引や利益相反取引を行ったことがあるが、  取締役会（取締役会のない会社では株主総会）の承認を得ている  （会社・団体名　　　　　　　　　　　　　　　役職　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  （会社・団体名　　　　　　　　　　　　　　　役職　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  　【監査等委員会設置会社の場合】　私は、前項にて確認した、利益相反取引を行ったことについて、監査等委員会の承認を得ている  　確認を留保する（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  コメント（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**６．無償の利益供与等についての確認**

**[確認事項]**

|  |
| --- |
| 私は、会社の財産に関しては無償の利益供与を行っていない  　私は、会社の財産に関しては無償の利益供与を行ったが、正当なものであり、かつ、取締役会の承認などの社内の定められた手続きを経ている  （取締役会などの承認日：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  （承認手続き：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  　　　　（利益供与の具体的内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  　私は、株主等の権利の行使に関する利益供与を行っていない  　確認を留保する（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  コメント（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**７．不適正な会計処理（粉飾決算）・計算書類等の虚偽記載についての確認**

**[確認事項]**

|  |
| --- |
| 私は、不適正な会計処理（粉飾決算）・計算書類等の虚偽記載を行っていない  　確認を留保する（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  コメント（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**８．インサイダー取引・適時開示についての確認**

**[確認事項]**

|  |
| --- |
| 私は、自社及び取引先等の株式の取得又は処分は行わなかった  　私は、自社及び取引先等の株式の取得又は処分を行ったが、適法に行った  　私は、法令に違反する情報伝達行為及び取引推奨行為は行わなかった  　私は、重要情報の適時開示手続きや役職員の有価証券取引ルールを定めた社内規則を整備し、遵守している  　私は、法令に則り、適時開示を行っている  　確認を留保する（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  コメント（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**９．自己株式及び配当等についての確認**

**[確認事項]**

|  |
| --- |
| 私が知る限りにおいて、自己株式の取得又は処分等に関し、法令・定款に違反する事実はない  　私が知る限りにおいて、剰余金の配当等に関し、法令・定款に違反する事実はない  　確認を留保する（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  コメント（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**１０．会社の支配に関する基本方針等及び第三者割当による増資の適正性についての確認**

**[確認事項]**

|  |
| --- |
| 私は、当社の買収防衛策が法令等に定められた条件を満たしていることを確認している  　私は、当社の第三者割当増資が法令等に定められた条件を満たしていることを確認している  　確認を留保する（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  コメント（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**１１．反社会的勢力との関係についての確認**

**[確認事項]**

|  |
| --- |
| 私は、反社会的勢力との関係を一切もっていない  　私は、取締役会において反社会的勢力との関係遮断の基本方針を決議していることを確認している  　私は、反社会的勢力に関し取引開始時の属性確認及び契約書等への排除条項の導入を確認している  　確認を留保する（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  コメント（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**１２．企業不祥事発生時の対応についての確認**

**[確認事項]**

|  |
| --- |
| 私は、不祥事の発生及び発生が疑われる事案の有無を確認している  　私は、不祥事が発生した場合には、原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止、対外的適時開示に努めることにしている  　私は、不祥事の発生及び発生が疑われる場合には、必要に応じて、社内調査委員会の設置を提言し、同委員会を通じ事実関係の把握に努めることにしている  　私は、不祥事の発生及び発生が疑われる場合の社内調査委員会の対応が、独立性、中立性又は透明性等の観点から適切でないと認められる場合は、第三者委員会の設置を求めるなど、適切な措置を講じることにしている。  　確認を留保する（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  コメント（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**１３．その他の不正取引についての確認**

**[確認事項]**

|  |
| --- |
| 私は、取締役の職務執行に関し、不正の行為をしていない  　確認を留保する（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  コメント（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**１４．定款・社内規則及び法令等についての確認**

**[確認事項]**

|  |
| --- |
| 私は、定款・社内規則及び関係法令等については理解し、違反する行為をしていない  　確認を留保する（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  コメント（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**１５．取締役欠格事由についての確認**

**[確認事項]**

|  |
| --- |
| 私は、会社法331条1項に定める取締役欠格事由に該当しない  コメント（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**１６．社外取締役への追加確認事項**

**[確認事項]**

|  |
| --- |
| 私は、取締役会の付議事項等について、自らの知見・専門性に基づき、会社の価値向上に資するかどうか、また株主の共通の利益に反していないかチェックし、必要に応じてこの観点から発言している  　私は、取締役会の付議事項等について、会社と代表取締役や業務執行取締役との間の利益相反に該当することがないか常にチェックし、必要に応じて意見を述べている  　私は、他の取締役の職務執行が違法であることを疑わせる事情がある場合、監査役(会)・監査等委員会への報告や取締役会での意見表明等適切な措置をとっている  　私は、事業計画、決算、内部統制及びコンプライアンスなどに関して必要な情報を得るため、担当取締役と連携し、必要に応じて情報を入手している  　私は、情報を共有するため、監査役(会)・監査等委員会と意見交換を行っている  　私は、社外取締役への期待役割を理解し、その期待役割を果たすよう心掛けている  　私は、指名委員会・報酬委員会の委員に選任された場合には、適切な関与・助言を行っている  　確認を留保する（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  コメント（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**以上、すべて相違ありません。**

　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　取締役

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印